

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

目次

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係）	1
二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）	61

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案		現行	
<p>（測定単位及び単位費用）</p> <p>第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。</p>			
道府県	経費の種類	道府県	経費の種類
一〇七略	八 補正予算償還費	一〇七略	八 補正予算償還費
	昭和五十七年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金		昭和五十六年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十四年度までの		平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十三年度までの

十六 東日本大震	平成二十三年度及び平成二十四年度にお	債の額	債の額
十五 臨時財政対策債償還費	平成二十四年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	十三及び十四 略	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十四年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十二 財源対策債償還費	平成六年度から平成二十四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	十一 臨時財政特例債償還費	平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
十 地域財政特例対策債償還費	平成五年度 において特別に発行を許可された地方債の額	九 地方税減収補填債償還費	平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
八 地方税減収補填債償還費	平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	七 地方税減収補填債償還費	平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
六 地方税減収補填債償還費	平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	五 地方税減収補填債償還費	平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
四 地方税減収補填債償還費	平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	三 地方税減収補填債償還費	平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
二 地方税減収補填債償還費	平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	一 地方税減収補填債償還費	平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
一 地方税減収補填債償還費	平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	一 地方税減収補填債償還費	平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
一 地方税減収補填債償還費	平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	一 地方税減収補填債償還費	平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
一 地方税減収補填債償還費	平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	一 地方税減収補填債償還費	平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
一 地方税減収補填債償還費	平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	一 地方税減収補填債償還費	平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額

十三 財源対策債 償還費	平成六年度から平成二十四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
十四及び十五 略	
十六 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十四年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十七 東日本大震災 全国緊急防災 施策債償還費	平成二十三年及び平成二十四年度において東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

2 略

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示 単位
一～三十 九 略		
四十 災害 復旧事業	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係	千円

十三 財源対策債 償還費	平成六年度から平成二十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
十四及び十五 略	
十六 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十三年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十七 東日本大震災 全国緊急防災 施策債償還費	平成二十三年 にお いて東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

2 略

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示 単位
一～三十 九 略		
四十 災害 復旧事業	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係	千円

費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	
<p>る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度及び平成二十四年度）において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年 度から平成二十四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（6）に掲げるものを除く。）</p> <p>(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度及び平成二十四年度）において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金</p> <p>(3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事</p>	

費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	
<p>る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度）において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年 度及び平成二十三年度）において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金</p> <p>(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度）において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金</p> <p>(3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事</p>	

業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するもの当該年度における元利償還金

(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金

(6) 激甚災害に対処するための特別の財政援助

業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するもの当該年度における元利償還金

(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金

(6) 激甚災害に対処するための特別の財政援助

四十一 略	等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十四条第一項及び第二項に規定する地方債の当該年度における元利償還金	千円
四十二 昭	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した	千円
和五十七年度から平成十年までの各年度に	事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため昭和五十七年度から平成十年までの各年度において発行を許可された地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るもののうち総務大臣が指定するものに係る当該年度における元利償還金	
四十三 平	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した	千円
成十一年	事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担	

四十一 略	等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十四条第一項及び第二項に規定する地方債の当該年度における元利償還金	千円
四十二 昭	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した	千円
和五十六年度から平成十年までの各年度に	事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため昭和五十六年度から平成十年までの各年度において発行を許可された地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るもののうち総務大臣が指定するものに係る当該年度における元利償還金	
四十三 平	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した	千円
成十一年	事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担	

度から平 成十四年 度まで及 び平成十 六年度か ら平成二 十四年度 までの各 年度にお いて国の 補正予算 等に係る 事業費の 財源に充 てるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	四十四地	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税 割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事 業税の減収補填のため、平成四年度から平成十	千円
度から平 成十四年 度まで及 び平成十 六年度か ら平成二 十四年度 までの各 年度にお いて国の 補正予算 等に係る 事業費の 財源に充 てるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	四十四地	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税 割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事 業税の減収補填のため、平成四年度から平成十	千円
度から平 成十四年 度まで及 び平成十 六年度か ら平成二 十四年度 までの各 年度にお いて国の 補正予算 等に係る 事業費の 財源に充 てるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	四十四地	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税 割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事 業税の減収補填のため、平成四年度から平成十	千円

度から平 成十四年 度まで及 び平成十 六年度か ら平成二 十三年度 までの各 年度にお いて国の 補正予算 等に係る 事業費の 財源に充 てるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	四十四地	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税 割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事 業税の減収補填のため、平成三年度から平成十	千円
度から平 成十四年 度まで及 び平成十 六年度か ら平成二 十三年度 までの各 年度にお いて国の 補正予算 等に係る 事業費の 財源に充 てるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	四十四地	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税 割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事 業税の減収補填のため、平成三年度から平成十	千円
度から平 成十四年 度まで及 び平成十 六年度か ら平成二 十三年度 までの各 年度にお いて国の 補正予算 等に係る 事業費の 財源に充 てるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	四十四地	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税 割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事 業税の減収補填のため、平成三年度から平成十	千円

<p>四十五 地 域財政特 例対策の ため平成 四年度及 び平成五 年度 において</p>	<p>ため平成 四年度か ら平成二 十四年度 までの各 年度にお いて特別 に発行に ついて同 意又は許 可を得た 地方債の 額</p>	<p>四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額及び平成十五年度から平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補填のため平成四年度から平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額</p>	<p>千円</p>
---	--	---	-----------

<p>四十五 地 域財政特 例対策の ため平成 三年度か ら平成五 年度まで の各年度 において</p>	<p>ため平成 三年度か ら平成二 十三年度 までの各 年度にお いて特別 に発行に ついて同 意又は許 可を得た 地方債の 額</p>	<p>四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額及び平成十五年度から平成二十三年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補填のため平成三年度から平成二十三年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額</p>	<p>千円</p>
--	--	---	-----------

特別に発行を許可された地方債の額	は補助額の減額に伴い、これらの減額による地方負担の増大に対処するため平成四年度及び平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円
四十六 臨時財政特例対策のため平成四年度から平成十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）（平成元年法律第二十二号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）（平成三年法律第十五号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため平成四年度から平成十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円
四十七 平成六年度から平成二十四年度までの	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成六年度から平成二十四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度	千円

特別に発行を許可された地方債の額	は補助額の減額に伴い、これらの減額による地方負担の増大に対処するため平成三年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円
四十六 臨時財政特例対策のため平成三年度から平成十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）（平成元年法律第二十二号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）（平成三年法律第十五号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため平成三年度から平成十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円
四十七 平成六年度から平成二十三年までの	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成六年度から平成二十三年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度	千円

各年度の 財源対策 のため当 該各年度 において 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額 四十八及び 四十九 略 五十 臨時 財政対策 のため平 成十三年 度から平 成二十四 年度まで の各年度 において 特別に起 こすこと	の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額 (2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額	千円
---	--	---	----

各年度の 財源対策 のため当 該各年度 において 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額 四十八及び 四十九 略 五十 臨時 財政対策 のため平 成十三年 度から平 成二十三 年度まで の各年度 において 特別に起 こすこと	の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額 (2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額	千円
---	--	---	----

五十一 平成 二十三		千円
	<p>ができる こととき れた地方 債の額</p> <p>(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第二項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(6) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度及び平成二十四年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子</p>	千円

五十一 平成 二十三		千円
	<p>ができる こととき れた地方 債の額</p> <p>(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第二項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(6) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子</p>	千円

年度及び平成二十四年度に	力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。
おいて東日本大震災	（からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災のための施策に要する費用に充てるため
急防災施策に要する費用に充てるた	平成二十三年度及び平成二十四年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額
め発行について同意又は許可を得た	
地方債の額	

4 5 6 略

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2・3 略

4 前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ次の各号に定める方法を基礎として、総務省令で定めるところによつて算定した率とする。

年度にお	力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。
いて東日本大震災	（からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災のための施策に要する費用に充てるため
急防災施策に要する費用に充てるた	平成二十三年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額
め発行について同意又は許可を得た	
地方債の額	

4 5 6 略

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2・3 略

4 前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ次の各号に定める方法を基礎として、総務省令で定めるところによつて算定した率とする。

一・二略

三 前項第三号の補正(以下「態容補正」という。)は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が、地方団体の態容にに応じてそれぞれ割高となり又は割安となるものについて行うものとし、当該態容補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定する。

イ・ロ 略

ハ 小学校費、中学校費、社会福祉費、その他の経費で総務省令で定めるものに係るものにあつては、人口の年齢別構成、公共施設の整備の状況その他地方団体の態容に応じて当該経費を必要とする割合について、総務省令で定める指標により測定した総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。

四 略

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県	類 体の種	測定単位	補正の種類
八 補正予算償還費	一〇七 略	昭和五十七年度から平成十年度	種別補正

一・二略

三 前項第三号の補正(以下「態容補正」という。)は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が、地方団体の態容にに応じてそれぞれ割高となり又は割安となるものについて行うものとし、当該態容補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定する。

イ・ロ 略

ハ 小学校費、中学校費、社会福祉費、労働費その他の経費で総務省令で定めるものに係るものにあつては、人口の年齢別構成、公共施設の整備の状況その他地方団体の態容に応じて当該経費を必要とする割合について、総務省令で定める指標により測定した総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。

四 略

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県	類 体の種	測定単位	補正の種類
八 補正予算償還費	一〇七 略	昭和五十六年度から平成十年度	種別補正

九 地方税減収補 填償償還費	までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	種別補正
	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十四年度まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	種別補正
地方税の減収補 填のため平成四		

九 地方税減収補 填償償還費	までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	種別補正
	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十三年度まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	種別補正
地方税の減収補 填のため平成三		

償還費	
十三及び十四略	平成二十四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
十五 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年から平成二十四年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十六 東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	平成二十三年度及び平成二十四年度において東日本震災全国緊急防災施策に
	種別補正

償還費	
十三及び十四略	平成二十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
十五 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年から平成二十三年度までの各年度において特別に起こすこととされた地方債の額
十六 東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	平成二十三年度において東日本震災全国緊急防災施策に
	種別補正

	市町村 一〇七略	八 補正予算債償 還費	昭五十七年度 から平成十年 度までの各年 度において国 の補正予算等 に係る事業 費の財源に 充てるため 発行を許可 された地方 債に係る元 利償還金 平成十一 年度から平 成十四年度 まで及び平 成十六年度 から平成二 十四年度ま での各年度 において国 の補正予算 に充てるた め発行を許 可された地 方債に係る 元利償還金	要する費用に充 てるため発行に ついて同意又は 許可を得た地方 債の額	種別補正
--	-------------	----------------	--	---	------

	市町村 一〇七略	八 補正予算債償 還費	昭五十六年度 から平成十年 度までの各年 度において国 の補正予算等 に係る事業 費の財源に 充てるため 発行を許可 された地方 債に係る元 利償還金 平成十一 年度から平 成十四年度 まで及び平 成十六年度 から平成二 十三年度ま での各年度 において国 の補正予算 に充てるた め発行を許 可された地 方債に係る 元利償還金	要する費用に充 てるため発行に ついて同意又は 許可を得た地方 債の額	種別補正
--	-------------	----------------	--	---	------

十一 臨時財政特	十 地域財政特例 対策債償還費	九 地方税減収補 填債償還費	等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	種別補正
臨時財政特例対	地域財政特例対 策のため平成四 年度及び平成五 年度	地方税の減収補 填のため平成二 年度から平成二 十四年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額		
種別補正	種別補正	種別補正		

十一 臨時財政特	十 地域財政特例 対策債償還費	九 地方税減収補 填債償還費	等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	種別補正
臨時財政特例対	地域財政特例対 策のため平成三 年度から平成五 年度までの各年 度において特別 に発行を許可さ れた地方債の額	地方税の減収補 填のため平成三 年度から平成二 十三年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額		
種別補正	種別補正	種別補正		

		6 6 12 略	
		附 則	
		(平成二十五年分の交付税の総額の特例)	
<p>第四条 平成二十五年分限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に一兆八千九百億円を加算した額から第六号から第八号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に対処する等のための平成二十三年分地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号。附則第十三条第一項）において「平成二十三年分地方交付税の総額の特例」という。）第一条に規定する震災復興特別交付税に充てるための六千五百三十三億二千四百二十二万二千円</p>		<p>十六 東日本大震災 災全国緊急防災 施策債償還費</p>	<p>ができることと された地方債の 額</p>
債の額	許可を得た地方	年度において東 日本大震災全国 緊急防災施策に 要する費用に充 てるため発行に ついて同意又は 許可を得た地方	種別補正

		6 6 12 略	
		附 則	
		(平成二十四年度分の交付税の総額の特例)	
<p>第四条 平成二十四年度分限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第七号までに掲げる額の合算額に一兆九千七百億円を加算した額から第八号から第十号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に対処する等のための平成二十三年分地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号。附則第十一条及び第十三条第一項）において「平成二十三年分地方交付税の総額の特例」という。）第一条に規定する震災復興特別交付税に充てるための六千七百四億千三百六十四万四千円</p>		<p>十六 東日本大震災 災全国緊急防災 施策債償還費</p>	<p>ができることと された地方債の 額</p>
債の額	許可を得た地方	年度において東 日本大震災全国 緊急防災施策に 要する費用に充 てるため発行に ついて同意又は 許可を得た地方	種別補正

を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

(削除)

二 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成

二十五年法律第四号)第一条の規定による改正前の地方交付税法(以下

「旧法」という。)附則第四条の二第二項の規定において平成二十五年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 二千五百十億円

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十五年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 五千五百八十一億円

四 平成二十五年度における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 三兆六千四百七十五万円

(削除)

五 平成二十五年度における借入金に相当する額 三十三兆三千百七

十二億九千五百四十万八千円

六 平成二十四年度における借入金に相当する額 三十三兆四千百七

十二億九千五百四十万八千円

を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十八号)

第一条の規定による改正前の地方交付税法(以下この条及び附則第六条の三第三項第一号において「旧法」という。)附則第四条の二第二項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 八百六十七億円

三 旧法附則第四条の二第三項

度分の交付税の総額に加算することとされていた額 二千五百十億円
の規定において平成二十四年

四 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 六千二百三十四億八千五百万円

五 平成二十四年度における交付税の総額を確保するため前各号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 三兆八千三百六十一億七百五十万円

六 前各号に掲げる額以外の額として平成二十四年度の一般会計補正予算(第1号)により一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる特例加算額 四千九百十九万五千円

七 平成二十四年度における借入金に相当する額 三十三兆四千百七

十二億九千五百四十万八千円

八 平成二十三年度における借入金に相当する額 三十三兆五千百七

十二億九千五百四十万八千円

七 平成二十五年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千七百四十六億円

八 旧法附則第四条の二第五項の規定において平成二十五年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万円

2 平成二十五年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第四項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた二千九百七十七億八千七百四十万円を減額する。

（平成二十六年から平成六十二年までの各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成二十六年から平成六十二年までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要

な額

九 平成二十四年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 二千四百二十八億円

十 旧法附則第四条の二第六項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万円

2 平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた三千六百三十六億八千七百四十万円を減額する。

（平成二十五年から平成六十二年までの各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成二十五年から平成六十二年までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要

な額

(削除)

2 | 平成二十六年年度から平成四十年年度までの各年度分の交付税の総額は、

前項

の額に次の表の上欄に掲げる当該各年度の額に次表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十六年年度	五千百十二億円
平成二十七年年度	四千六百九十四億円
平成二十八年年度	四千二百四億円
平成二十九年年度	三千八百七億円
平成三十年年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百二十九億円
平成三十三年度	二千八十六億円
平成三十四年度	千六百四十八億円
平成三十五年度	千二百九億円
平成三十六年度	八百二十五億円
平成三十七年度	五百十五億円
平成三十八年度	二百七十三億円
平成三十九年度	百二十一億円
平成四十年度	二十六億円

2 | 平成二十五年年度分の交付税の総額については、前項の額に二千百五十億円を加算する。

3 | 平成二十五年年度から平成三十九年度までの各年度分の交付税の総額は、

平成二十五年年度にあつては第一項の額に前項の規定により加算される額及び五千五百八十一億円を加算した額とし、平成二十六年年度から平成三十九年度までの各年度にあつては第一項の額に次の表の上欄に掲げる当該各年度の額に次表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十六年年度	五千百十二億円
平成二十七年年度	四千六百九十四億円
平成二十八年年度	四千二百四億円
平成二十九年年度	三千八百七億円
平成三十年年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百五十億円
平成三十二年度	二千五百十七億円
平成三十三年度	二千七十三億円
平成三十四年度	千六百三十四億円
平成三十五年度	千百九十四億円
平成三十六年度	八百七億円
平成三十七年度	四百九十六億円
平成三十八年度	二百五十二億円
平成三十九年度	九十八億円

3 平成二十六年及び平成二十七年 各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成十九年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち千九百九十七億七千四百八十万円及び平成二十年において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち千九百七十九億六百六十九万八千円 について

、平成二十六年に当該年度分の交付税の総額から二千三百七十七億八千七百四十万円を、平成二十七年に当該年度分の交付税の総額から千六百五十八億九千四百九十八万八千円をそれぞれ減額する。

4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額を平成二十六年から平成四十二年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成二十六年及び平成二十七年 にあつては第二項の規定による額から八百二十七億三千六百万円を、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千八百十一億九千万円を、平成三十九年度及び平成四十年に於ては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円を、平成四十一年度及び平成四十二年 にあつては第一項の額から九百八十三億八千二百五

4 平成二十五年から平成二十七年までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成十九年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち二千九百九十六億六千二百二十万円及び平成二十年において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち三千九百五十八億六百六十九万八千円について、平成二十五年に当該年度分の交付税の総額から二千九百七十七億八千七百四十万円を、平成二十六年に当該年度分の交付税の総額から二千三百七十七億八千七百四十万円を、平成二十七年に当該年度分の交付税の総額から千六百五十八億九千四百九十八万八千円をそれぞれ減額する。

5 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額を平成二十五年から平成四十二年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成二十五年から平成二十七年までの各年度にあつては第三項の規定による額から八百二十七億三千六百万円を、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千八百十一億九千万円を、平成三十九年度 にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円を、平成四十一年度から平成四十二年までの各年度にあつては第一項の額から九百八十三億八千二百五

十万円をそれぞれ減額した額とする。

- 5 | 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第
四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各
年度の前年度の予算で定める額とする。

(削除)

十万円をそれぞれ減額した額とする。

- 6 | 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第
四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各
年度の前年度の予算で定める額とする。

(平成二十五年度的における臨時財政対策のための特例加算)

第四条の三 平成二十五年度的において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の
総額の確保を図るため必要があるときは、同年度分の交付税の総額につい
ては、前条第三項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付
金勘定に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例
加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五
の二第一項に規定する地方債（以下この項において「臨時財政対策債」と
いう。）で平成二十五年度的において総務大臣又は都道府県知事が発行につ
いて同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定
による届出がされるものうち同条第一項の規定による協議を受けたなら
ば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から
次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるもの
とする。

一 第十二条第三項の表第五十号(1)から(5)までに規定する地方債及び臨時
財政対策債に係る平成二十五年度的における元利償還金の支払に充てられた
必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

(特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入)

(特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入)

第五条 略

(特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入)

第六条 平成二十五年度及び平成二十六年
に限り、各地方団
体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定によ
る基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる
経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単
位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
災害復興等 のための地 方債利子支 払費	一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律及び公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法 律の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律（平成十八年法律第 五十号）第三十八条の規定による 改正前の民法（明治二十九年法律 第八十九号）第三十四条の規定に より設立された法人で災害に係る 復興事業等を行うことを目的とす るものに対する貸付けの財源に充 てるため平成十六年度において発 行を許可された地方債に係る利子 支払額	千円につき 九五〇 円

第五条 略

(特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入)

第六条 平成二十四年度から平成二十六年
に限り、各地方団
体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定によ
る基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる
経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単
位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
災害復興等 のための地 方債利子支 払費	一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律及び公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法 律の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律（平成十八年法律第 五十号）第三十八条の規定による 改正前の民法（明治二十九年法律 第八十九号）第三十四条の規定に より設立された法人で災害に係る 復興事業等を行うことを目的とす るものに対する貸付けの財源に充 てるため平成十六年度において発 行を許可された地方債に係る利子 支払額	千円につき 九五〇 円

2 略

(地域経済・雇用対策費の基準財政需要額への算入)

第六条の二 平成二十五年及び平成二十六年に限り、各地

方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域経済・雇用対策費	人口	一人につき 一、六三〇 円
市町村	地域経済・雇用対策費	人口	一人につき 一、三四〇 円

2 略

(平成二十五年分)の交付税に係る基準財政

需要額の算定方法の特例)

第六条の三 平成二十五年に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、

第十一条の規定によつて算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額

を控除した額

2 略

(地域経済・雇用対策費の基準財政需要額への算入)

第六条の二 平成二十四年度から平成二十六年までの各年度に限り、各地

方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域経済・雇用対策費	人口	一人につき 一、六三〇 円
市町村	地域経済・雇用対策費	人口	一人につき 一、三四〇 円

2 略

(平成二十四年度及び平成二十五年の各年度分)の交付税に係る基準財政

需要額の算定方法の特例)

第六条の三 平成二十四年度及び平成二十五年の各年度分の地方交付税に

限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成二十四年度にあつては第十一条の規定によつて算定した額から、道府県にあつては第一号及び第二号に掲げる額の合算額を、市町村にあつては第一号及び第三号に掲げる

額の合算額を控除した額とし、平成二十五年にあつては同条の規定によ

する。

(削除)

と

一 三兆八千四百六十九億五千五百二十七万八千円に当該道府県の控除前

財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財
政需要額）が基準財政収入額を超える額

（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条にお
いて同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合
を乗じて得た額

二 二兆三千六百六十二億二千九百九十七万二千円に当該市町村の控除前財
源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗
じて得た額

(削除)

つて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額と
する。

一 次の表に掲げる地方公共団体の種類及び算定単位ごとの単価に次項の
規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額

地方公共団体の種類	算定単位	単価
道府県	人口	一人につき 四、三九五 円
市町村	人口	一人につき 二、八二一 円

二 三兆二千七百八十五億円に当該道府県の控除前

財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財
政需要額から前号に掲げる額を控除した額が基準財政収入額を超える額
（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条にお
いて同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合
を乗じて得た額

三 一兆八千八百三十二億円に当該市町村の控除前財
源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗
じて得た額

2 前項第一号の算定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定単位につき

、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に
基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該算定単
位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で

2| 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 平成二十四年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 平成二十三年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成二十一年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

定めるところにより、補正することができる。

算定単位	算定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

3| 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 平成二十三年度における基準財政収入額を旧法

附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 平成二十二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十一年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

（削除）

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額

が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（全国緊急防災施策に係る地方債の元利償還に要する経費の基準財政需要額への算入）

第六条の四 地方団体が平成二十五年度において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるために平成二十五年度に起こした地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、平成二十六年以降において、この法律の定めるところにより、当該地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算

四 平成二十年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成十九年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十二号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

4 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額からその全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれれみなして算定した第一項第一号に掲げる額の合算額を控除した額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(平成二十五年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の三 平成二十五年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付す

べき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからりまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。以下

この条において「平成二十三年法律第三十号」という。)、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。)の施行による個人の道府県民税に係る平成二十五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号

東日本大

震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。)

()、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税

(平成二十四年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の三 平成二十四年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付す

べき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからりまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。以下

この条において「平成二十三年法律第三十号」という。)、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。)の施行による個人の道府県民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。以下

この条において「平成二十三年法律第三十号」という。)、東日本大

震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。)

()、震災特例法改正法及び租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号。以下この条において「租税特別措置法等

特別措置法等改正法」という。)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。)の施行による法人の道府県民税に係る平成二十五年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る平成二十五年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法及び平成二十五年所得税法等改正法の施行による法人が行う事業に対する事業税に係る平成二十五年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十号。以下この条において「平成二十三年法律第二十号」という。)、平成二十四年地方税法等改正法及び地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。)の施行による不動産取得税に係る平成二十五年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総

改正法

「と。いう。）」の施行による法人の道府県民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法及び租税特別措置法等改正法

の施行による法人が行う事業に対する事業税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十号。以下この条において「平成二十三年法律第二十号」という。))及び平成二十四年地方税法等改正法

の施行による不動産取得税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところ

務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十五年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十五年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十五年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法及び平成二十五年所得税法等改正法の施行による地方人特別譲与税に係る平成二十五年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十四年地方税法等改正法及び震災特例法改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十五年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成

ろにより算定した額

へ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法及び租税特別措置法等改正法の施行による地方人特別譲与税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十四年地方税法等改正法及び震災特例法改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法及び租

二十四年租税特別措置法等改正法及び平成二十五年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る平成二十五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十五年地方税法改正法の施行による固定資産税に係る平成二十五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成二十五年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項の特定被災地方公共団体に對して交付すべき平成二十五年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の

税特別措置法等改正法

の施行による法人の市町村民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号及び平成二十四年地方税法等改正法の

の施行による固定資産税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項の特定被災地方公共団体に對して交付すべき平成二十四年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の

算定の基礎及び算定方法によることができず又は適當でない認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(平成二十五年分)の普通交付税及び特別交付税の総額の特例

第十一条 平成二十五年分(以下「平成二十五年分」として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。))及び平成二十五年分(以下「平成二十五年分」として交付すべき交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。))

年度震災復興特別交付税額(旧法附則第十二条)の規定により平成二十五年分として交付すべき交付税の総額に加算された平成二十五年分(以下「平成二十五年分」として交付すべき交付税の総額に算入される額をいう。以下この条及び次条において同じ。))の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十五年分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(以下「平成二十五年分震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額」として交付すべき額)及び平成二十五年分震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

(平成二十五年分)の普通交付税の総額の特例

第十二条 平成二十五年分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十五年分(以下「平成二十五年分」として交付すべき交付税の総額に算入される額をいう。以下この条及び次条において同じ。))の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十五年分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(以下「平成二十五年分震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額」として交付すべき額)及び平成二十五年分震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

第十二条 平成二十五年分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十五年分(以下「平成二十五年分」として交付すべき交付税の総額に算入される額をいう。以下この条及び次条において同じ。))の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十五年分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(以下「平成二十五年分震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額」として交付すべき額)及び平成二十五年分震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

算定の基礎及び算定方法によることができず又は適當でない認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(平成二十四年度分)の普通交付税及び特別交付税の総額の特例

第十一条 平成二十四年度(以下「平成二十四年度」として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。))、四千九百九十九万五千円及び平成二十四年度震災復興特別交付税額(平成二十三年分総額特例法第四条の規定により平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額に加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六千七百四億三千六百四十万四千円(以下「平成二十四年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額」として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(以下「平成二十四年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額」として交付すべき額)及び平成二十四年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

(平成二十四年度分)の普通交付税の総額の特例

第十二条 平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十四年度(以下「平成二十四年度」として交付すべき交付税の総額に算入される額をいう。以下この条及び次条において同じ。))の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十四年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(以下「平成二十四年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額」として交付すべき額)及び平成二十四年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

第十二条 平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十四年度(以下「平成二十四年度」として交付すべき交付税の総額に算入される額をいう。以下この条及び次条において同じ。))の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十四年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(以下「平成二十四年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額」として交付すべき額)及び平成二十四年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

の額を、平成二十五年度内に交付しないで、第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成二十六年分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十六年分分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかったものとした場合における平成二十六年分分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十五に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十五年分震災復興特別交付税額の一部の加算がなかったものとした場合における平成二十六年分分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の五に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された平成二十五年分震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 平成二十五年分及び平成二十六年分において、各地方団体に交付すべき平成二十三年分総額特例法第一条に規定する震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災

の額を、平成二十四年度内に交付しないで、第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成二十五年分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十五年分分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかったものとした場合における平成二十五年分分の交付税の総額から第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額（以下この項において「返還金等の額」という。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかったものとした場合における平成二十五年分分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と 同項の規定により加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部との合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 平成二十四年度及び平成二十五年分において、各地方団体に交付すべき平成二十三年分総額特例法第一条に規定する震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災

のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（東日本大震災に対処する等のための平成二十三年分地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第一条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「平成二十五年分にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十五年分震災復興特別交付税額を、平成二十六年分にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された平成二十五年分震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（平成二十五年分及び平成二十六年分における交付時期ごとに交付すべき額の特例）

第十四条 平成二十五年分及び平成二十六年分における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の

のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（東日本大震災に対処する等のための平成二十三年分地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第一条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「平成二十四年度分にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額を、平成二十五年分にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（平成二十四年度分及び平成二十五年分における交付時期ごとに交付すべき額の特例）

第十四条 平成二十四年度分及び平成二十五年分における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の

総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成二十五年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十五年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額のうち平成二十四年度において交付された額を控除した額」と、平成二十六年

年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する平成二十五年度震災復興特別交付税額のうち平成二十五年度において交付された額を控除した額」とする。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	地方団 体の種 類	経費の種類	測定単位	単位費用
二	一	警察費	警察職員数	一人につき 八、二八四、〇〇〇 円
二		土木費		

総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成二十四年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額を控除した額の平成二十三年度当初交付税総額（平成二十三年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十三号）附則第二条の規定により平成二十三年度分として交付すべき交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）」と、平成二十五年

年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額のうち平成二十四年度において交付された額を控除した額」とする。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	地方団 体の種 類	経費の種類	測定単位	単位費用
二	一	警察費	警察職員数	一人につき 八、八〇六、〇〇〇 円
二		土木費		

成 十 年 度 ま で の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に	業 費 の 財 源 に 充 て る た め 発 行 を 許 可 さ れ た 地 方 債 に 係 る 元 利 償 還 金	平 成 十 一 年 千 円 に 度 か ら 平 成 十 四 年 度 ま で 及 び 平 成 十 六 年 度 か ら 平 成 二 十 四 年 度 ま で の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に
---	--	---

五六

成 十 年 度 ま で の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に	業 費 の 財 源 に 充 て る た め 発 行 を 許 可 さ れ た 地 方 債 に 係 る 元 利 償 還 金	平 成 十 一 年 千 円 に 度 か ら 平 成 十 四 年 度 ま で 及 び 平 成 十 六 年 度 か ら 平 成 二 十 三 年 度 ま で の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に
---	--	---

五六

十一 臨時財政 特例債償還費		十二 財源対策 債償還費	
において特別 に発行を許 可された地 方債の額	臨時財政特 例対策のた つき	平成六年度 から平成二 十四年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意	平成六年度 から平成二 十四年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意
千円に	千円に		
三	四	五	六

十一 臨時財政 特例債償還費		十二 財源対策 債償還費	
において特別 に発行を許 可された地 方債の額	臨時財政特 例対策のた つき	平成六年度 から平成二 十三年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意	平成六年度 から平成二 十三年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意
千円に	千円に		
三	七	五	八

十四	臨時税収 補填償還費	臨時税収補 填のため平 成九年度に おいて特別 に起こすこ とができる こととされ た地方債の 額	千円に	一九
十五	臨時財政 対策償還費	臨時財政対 策のため平 成十三年度 から平成二 十四年度ま での各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	千円に	六六
十六	東日本大 震災全国緊急	平成二十三 年度及び平 成二十四年 度の各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	千円に	五

十四	臨時税収 補填償還費	臨時税収補 填のため平 成九年度に おいて特別 に起こすこ とができる こととされ た地方債の 額	千円に	一九
十五	臨時財政 対策償還費	臨時財政対 策のため平 成十三年度 から平成二 十三年度ま での各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	千円に	六七
十六	東日本大 震災全国緊急	平成二十三 年度及び平 成二十四年 度の各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	千円に	六

		4 公園費		3 都市計画費					2 港湾費									
面積	都市公園の	人口	人口	域における	都市計画区	の延長	る外郭施設	漁港におけ	の延長	る係留施設	漁港におけ	の延長	る外郭施設	港湾におけ	の延長	る係留施設	港湾におけ	
メートル	千平方	一人に	一人に	つき	一人に	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー	トルにつ
	三七、七〇〇				九六八						一、〇〇〇			六、〇九〇			二六、二〇〇	き

		4 公園費		3 都市計画費					2 港湾費									
面積	都市公園の	人口	人口	域における	都市計画区	の延長	る外郭施設	漁港におけ	の延長	る係留施設	漁港におけ	の延長	る外郭施設	港湾におけ	の延長	る係留施設	港湾におけ	
メートル	千平方	一人に	一人に	つき	一人に	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー	つき	トルに	一メー	トルにつ
	三七、七〇〇				一、〇一〇						一、六〇〇			六、一〇〇			二七、六〇〇	き

4	3		2		1		6	5
その他の 教育費	高等学校 費		中学校費		小学校費		その他の 土木費	下水道費
人口	教職員数		生徒数		児童数		人口	人口
一人に つき	一人に つき		一人に つき		一人に つき		一人に つき	一人に つき
五、〇五〇	六、七〇一、〇〇〇		四一、九〇〇		四四、三〇〇		一、七八〇	九四
	九、八八七、〇〇〇		九、五三六、〇〇〇		八九八、〇〇〇			
	一、一一九、〇〇〇							
	一学級 につき		一校に つき		一校に につき			
	一人に つき		一人に つき		一人に つき			

4	3		2		1		6	5
その他の 教育費	高等学校 費		中学校費		小学校費		その他の 土木費	下水道費
人口	教職員数		生徒数		児童数		人口	人口
一人に つき	一人に つき		一人に つき		一人に つき		一人に つき	一人に つき
五、一八〇	七、〇九六、〇〇〇		四二、三〇〇		四四、八〇〇		一、八二〇	九四
	九、九一七、〇〇〇		九、四四一、〇〇〇		九一四、〇〇〇			
	一、一四九、〇〇〇							
	一学級 につき		一校に つき		一校に につき			
	一人に つき		一人に つき		一人に つき			

費		3 商工行政		2 林野水産 行政費		1 農業行政 費		五 産業経済費		5 清掃費		4 高齢者保 健福祉費		3 保健衛生 費		2 社会福祉 費		四 厚生費		1 生活保護		幼稚園の幼 児数	
		人口	者数	産業の従業 者数	林業及び水 産業の従業 者数	農家数			人口	上人口	七十五歳以 上人口	上人口	六十五歳以 上人口	人口	人口	人口	市部人口			一人に	一人に	一人に	一人に
つき	一人に	一、四五〇				八三、〇〇〇			五、〇四〇		八五、一〇〇		六八、〇〇〇	七、六六〇		二〇、三〇〇	九、一三〇			つき	一人に	三三九、〇〇〇	

費		3 商工行政		2 林野水産 行政費		1 農業行政 費		五 産業経済費		5 清掃費		4 高齢者保 健福祉費		3 保健衛生 費		2 社会福祉 費		四 厚生費		1 生活保護		幼稚園の幼 児数	
		人口	者数	産業の従業 者数	林業及び水 産業の従業 者数	農家数			人口	上人口	七十五歳以 上人口	上人口	六十五歳以 上人口	人口	人口	人口	市部人口			一人に	一人に	一人に	一人に
つき	一人に	一、四八〇				八三、八〇〇			五、二三〇		八一、四〇〇		六五、六〇〇	六、四六〇		一九、六〇〇	八、九七〇			つき	一人に	三五三、〇〇〇	

八 辺地対策事		七 災害復旧費		六 総務費		
辺地対策事	還金	業費の財源	面積	3 地域振興費	2 戸籍住民基本台帳費	1 徴税費
千円に		千円に	一平方キロメートルにつき	一人につき	一世帯につき	一世帯につき
八〇〇		九五〇	一、二二一、〇〇〇	二、二七〇	二、二九〇	四、九九〇

八 辺地対策事		七 災害復旧費		六 総務費		
辺地対策事	還金	業費の財源	面積	3 地域振興費	2 戸籍住民基本台帳費	1 徴税費
千円に		千円に	一平方キロメートルにつき	一人につき	一世帯につき	一世帯につき
八〇〇		九五〇	一、二二九、〇〇〇	二、二八〇	二、三六〇	五、三〇〇

特別に発行	度において	までの各年	二十四年度	度から平成	め平成四年	補填償還費	十 地方税減収	地方債の額	許可を得た	て同意又は	発行について	充てるため	費の財源に	に係る事業	補正予算等	において国の	の各年度に	四年度まで	ら平成二十	十六年度か	及び平成	十四年度ま
						収補填のた	地方税の減	地方債の額	許可を得た	て同意又は	発行について	充てるため	費の財源に	に係る事業	補正予算等	において国の	の各年度に	四年度まで	ら平成二十	十六年度か	及び平成	十四年度ま
						つき	千円に															

二四

特別に発行	度において	までの各年	二十三年度	度から平成	め平成三年	補填償還費	十 地方税減収	地方債の額	許可を得た	て同意又は	発行について	充てるため	費の財源に	に係る事業	補正予算等	において国の	の各年度に	三年度まで	ら平成二十	十六年度か	及び平成	十四年度ま
						収補填のた	地方税の減	地方債の額	許可を得た	て同意又は	発行について	充てるため	費の財源に	に係る事業	補正予算等	において国の	の各年度に	三年度まで	ら平成二十	十六年度か	及び平成	十四年度ま
						つき	千円に															

二四

十一 地域財政 特例対策債償 還費		十二 臨時財政 特例債償還費	
について同 意又は許可 を得た地方 債の額	地域財政特 例対策のた つき	臨時財政特 例対策のた つき	臨時財政特 例対策のた つき
三六	三六	三四	三四

十一 地域財政 特例対策債償 還費		十二 臨時財政 特例債償還費	
について同 意又は許可 を得た地方 債の額	地域財政特 例対策のた つき	臨時財政特 例対策のた つき	臨時財政特 例対策のた つき
三六	三六	三七	三七

十三 財源対策 債償還費		十四 減税補填 債償還費	
地方債の額	平成六年度 千円に	個人の市町 千円に	
から平成二 つぎ		村民税に係 つき	
十四年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額		る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十年 度から平成 十年 年度まで	
	五	八	

十三 財源対策 債償還費		十四 減税補填 債償還費	
地方債の額	平成六年度 千円に	個人の市町 千円に	
から平成二 つぎ		村民税に係 つき	
十三年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額		る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十年 度から平成 十年 年度まで	
	五	八	

		十五 臨時税収 補填償還費										十六 臨時財政 対策償還費										
の各年度の	減収を補填	するため当	該各年度に	において特別	に起こすこ	とができる	こととされ	た地方債の	額	臨時税収補	填のため平	成九年度に	において特別	に起こすこ	とができる	こととされ	た地方債の	額	臨時財政対	策のため平	成十三年度	から平成二
										千円に	つき								千円に	つき		
										五三									六六			

		十五 臨時税収 補填償還費										十六 臨時財政 対策償還費										
の各年度の	減収を補填	するため当	該各年度に	において特別	に起こすこ	とができる	こととされ	た地方債の	額	臨時税収補	填のため平	成九年度に	において特別	に起こすこ	とができる	こととされ	た地方債の	額	臨時財政対	策のため平	成十三年度	から平成二
										千円に	つき								千円に	つき		
										五三									六七			

十七 東日本大 震災全国緊急 防災施策債償 還費											
十四年度ま	での各年度	において特	別に起す	ことができ	ることとさ	れた地方債	の額	平成二十三	年度及び平	成二十四年	度において
千円に											
五											

十七 東日本大 震災全国緊急 防災施策債償 還費											
十三年度ま	での各年度	において特	別に起す	ことができ	ることとさ	れた地方債	の額	平成二十三	年度	度において	東日本大震
千円に											
六											

別表第二(第十二条第五項関係)

地方	団体の種類	道府県	市町村
	測定単位	人口 面積	人口 面積
	単位費用	一人につき 一平方キロメートルにつき 一、三〇七、〇〇〇 円	一人につき 一平方キロメートルにつき 二、五八五、〇〇〇 円

別表第二(第十二条第五項関係)

地方	団体の種類	道府県	市町村
	測定単位	人口 面積	人口 面積
	単位費用	一人につき 一平方キロメートルにつき 一、二九一、〇〇〇 円	一人につき 一平方キロメートルにつき 二、五八三、〇〇〇 円

改正案		現行	
<p>附則 （交付税及び譲与税配付金勘定における借入金の特例）</p> <p>第四条 交付税及び譲与税配付金勘定において、平成二十五年から平成六十一年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年にあつては三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円を、平成二十六年から平成三十三年度までの各年度にあつては三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十四年度から平成六十一年度までの各年度にあつては二十八兆九千七百七十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、同勘定の負担において、借入金を行うことができる。</p>			
年度	控除額	年度	控除額
平成二十六年 平成二十七年		平成二十五年 平成二十六年 平成二十七年	千億円 二千億円 三千億円
	二千億円 三千億円		二千億円 三千億円

平成二十八年年度	四千億円
平成二十九年度	五千億円
平成三十年度	六千億円
平成三十一年度	七千億円
平成三十二年年度	八千億円
平成三十三年年度	九千億円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。

(交付税及び譲与税配付金勘定における一時借入金の利子の繰入れの特例)

第五条 平成二十五年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。

(交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十五年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額に一兆四百億円を加算した額から同項第八号に掲げる額を減額した額とし

平成二十八年年度	四千億円
平成二十九年度	五千億円
平成三十年度	六千億円
平成三十一年度	七千億円
平成三十二年年度	八千億円
平成三十三年年度	九千億円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。

(交付税及び譲与税配付金勘定における一時借入金の利子の繰入れの特例)

第五条 平成十九年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。

(交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十四年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号から第六号までに掲げる額の合算額を加算した額に一兆千億円を加算した額から同項第十号に掲げる額を減額した額とし、平成二十五年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号及び第二号に

平成二十六年及び平成二十七年にあっては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあっては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度及び平成四十年にあっては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成四十一年度及び平成四十二年にあっては同条の規定により算定した額から第四号に掲げる額を減額した額とする。

(削除)

一 次の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十六年	五千百十二億円
平成二十七年	四千六百九十四億円
平成二十八年	四千二百四億円
平成二十九年	三千八百七億円
平成三十年	三千三百六十七億円
平成三十一年	二千九百六十一億円
平成三十二年	二千五百二十九億円

掲げる額の合算額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十六年及び平成二十七年にあっては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあっては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度にあっては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第五号に掲げる額を減額した額とし、平成四十年から平成四十二年までの各年度にあっては同条の規定により算定した額から第五号に掲げる額を減額した額とする。

一 地方交付税法附則第四条の二第二項の規定により平成二十五年度分の交付税の総額に加算する金額 二千五百五十億円

二 次の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十五年	五千五百八十一億円
平成二十六年	五千百十二億円
平成二十七年	四千六百九十四億円
平成二十八年	四千二百四億円
平成二十九年	三千八百七億円
平成三十年	三千三百六十七億円
平成三十一年	二千九百五十億円
平成三十二年	二千五百十七億円

平成三十三年度	二千八十六億円
平成三十四年度	千六百四十八億円
平成三十五年度	千二百九億円
平成三十六年度	八百二十五億円
平成三十七年度	五百十五億円
平成三十八年度	二百七十三億円
平成三十九年度	百二十一億円
平成四十年年度	二十六億円

二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成二十六年年度及び平成二十七年年度 の各年度分の交付税の総額から減額する金額 八百二十七億三千六百五十万円

三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八百一十一億千九百万円

四 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十三億八千二百五十万円

(交付税及び譲与税配付金勘定における繰入れの特例)

第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第一項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

2 平成二十五年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律

平成三十三年度	二千七十三億円
平成三十四年度	千六百三十四億円
平成三十五年度	千百九十四億円
平成三十六年度	八百七億円
平成三十七年度	四百九十六億円
平成三十八年度	二百五十二億円
平成三十九年度	九十八億円

三 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成二十五年年度から平成二十七年年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 八百二十七億三千六百五十万円

四 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八百一十一億千九百万円

五 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十三億八千二百五十万円

(交付税及び譲与税配付金勘定における繰入れの特例)

第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第一項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

2 平成二十四年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律

第六十四号) 附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

第六十四号) 附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。